福岡県公報

平成二十八年二月二日
第三千七百六十四号
増　刊　①

目　次

規　則（第四号）
○福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則（河　三　課）……1

規　則

福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月二日

福岡県知事　小　三　洋

福岡県規則第四号

福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則

福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則（平成五年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次の一号を加える。

五　保安に関する教育の状況

別表第三水力発電設備の項を次のように改める。

水路工作物	1回／月	ダム	外観点検 漏水量測定 揚圧力測定 変形測定	重力ダム 100m未満	1回／6月 2回／月（※1） 1回／3月（※2） 1回／3月	※1　最初の満水の日から起算して1年を経過しダムの挙動が安定したと確認されるまでは、1回／週以上とする。 ※2　測定結果により設備保安上問題がないと判断されるものについては、頻度を減少又は測定を省略することができる。 挙動が安定したと確認されるまでの点検（検査を含む。）の頻度	

項目＼期間	ダムの挙動が安定したと確認されるまで
外観点検	1回／2月
揚圧力測定	1回／月
変形測定	1回／月

		定	コンクリートダム	（※2）		
		予備動力作動点検		1回／月		
		外観点検		1回／6月		
		堆砂状況		1回／年		
		外部点検		1回／6月		
		内部点検		1回／2年（※3）		
		水路	水圧鉄管肉厚測定	1回／6年（※4）		
		外部点検	露出管で20年以上経過したもの	1回／3年		
		水車発電機				
		検（※6）				
		測定試験		1回／3年		
		内部点検		1回／10年（※7）		
		外部点検		1回／3年		
		主要変圧器				
		主要遮断器				
		検		1回／3年（※8）		
		外部点検				
		測定試験		1回／3年（※8）		
		内部点検		1回／6年（※9）		
		支持物、電線、ケーブル終端部	鉄塔、鉄柱 線路	1回／5年		
		検				
		外観点検		1回／3年		
		管路マンホール				
		内部点検		1回／3年（※10）		

※3　地形、地質、点検実績等により設備保安上問題がないと判断されるものについては、点検頻度を導水路は1回／5年、放水路は1回／10年を限度に減少させることができる。

※4　測定結果により設備保安上問題がないと判断されるものについては、測定頻度を1回／10年を限度に減少させることができる。

※5　巡視に代わる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第3者に影響を与えるおそれのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定めることができる。

※6　水車の外部点検とは、抜き水して行うことをいう。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812-8577　福岡市博多区東公園7番7号　福岡県　総務部行政経営企画課（電話 092-643-3028）
〔作成〕〒812-0016　福岡市博多区博多駅南六丁目6番1号　株式会社ドミックスコーポレーション（電話 092-431-4061）

	※7　水質条件、材質等により、発電所個々に定期的に行うものとし、別に定めることができる。 ※8　ガス遮断器等特に指定するものは、1回／6年とする。 ※9(1)　ガス遮断器等特に指定するものは、1回／12年とする。 (2)　動作回数の極めて少ない遮断器については、別に定めることができる。 ※10　地上からの巡視、点検のみでは確認できないマンホールの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。

別表第三平原ポンプ場の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。